□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ハ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）及び第五面の３欄及び４欄の事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第４号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	P
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

附　則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。